



平成 27 年 5 月 8 日

各 位

会 社 名 焼津水産化学工業株式会社  
代 表 者 名 代表取締役社長 山本 和広  
コ ー ド 番 号 2812 (東証 1 部)  
問 合 せ 先 経営企画部長 石川 眞理子  
T E L 054-202-6030

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 8 日開催の取締役会において、本年 6 月 26 日開催予定の当社第 56 期定時株主総会に、下記のとおり「定款の一部変更」を付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の目的

- (1) 当社は、本日付の「監査等委員会設置会社への移行および役員の異動に関するお知らせ」にて別途開示しておりますとおり、本年 6 月 26 日開催予定の当社第 56 期定時株主総会の承認を条件として、取締役会の監督機能強化によるコーポレート・ガバナンスの充実の観点から、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することを決定いたしました。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- (2) 法令で定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役の選任の効力を 2 年とする旨を、定款第 20 条として新設するものであります。
- (3) 取締役が期待された役割を十分に発揮できるように取締役会の決議によって法令の定める範囲内で責任を免除することができる旨、及び取締役（業務執行取締役等であるものを除きます。）が期待される役割を十分に発揮できるようにするため責任限定契約を締結することができる旨を定款第 29 条として新設するものであります。なお、定款第 29 条の新設につきましては、各監査役の同意を得ております。
- (4) 資本政策及び配当政策を機動的に行うことができるよう、剰余金の配当等を取締役会の決議により行うことができる旨を定款第 33 条として新設するとともに、同条の一部と内容が重複する現行定款第 7 条及び第 38 条を削除するものであります。
- (5) その他、上記の各変更に伴う所要の変更を行うものであります。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 27 年 6 月 26 日（金）  
定款変更の効力発生日 平成 27 年 6 月 26 日（金）

以 上

(別紙)

(下線は変更部分であります。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条～第 3 条 (条文省略)</p> <p>(機関)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 取締役会</li><li>2. <u>監査役</u></li><li>3. <u>監査役会</u></li><li>4. 会計監査人</li></ol> <p>第 5 条～第 6 条 (条文省略)</p> <p><u>(自己の株式の取得)</u></p> <p>第 7 条 当社は、<u>会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を取得することができる。</u></p> <p>第 8 条～第 18 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第 19 条 当社の取締役は 9 名以内とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第 20 条 当社の取締役は株主総会の決議により選任する。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>② (条文省略)</li><li>③ (条文省略)</li></ol> <p>(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条～第 3 条 (現行どおり)</p> <p>(機関)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 取締役会</li><li>2. <u>監査等委員会</u> (削除)</li><li>3. 会計監査人</li></ol> <p>第 5 条～第 6 条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>第 7 条～第 17 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第 18 条 当社の取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) は 9 名以内とする。</p> <p>② <u>当社の監査等委員である取締役は 4 名以内とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第 19 条 当社の取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議により選任する。</u></p> <ol style="list-style-type: none"><li>② (現行どおり)</li><li>③ (現行どおり)</li></ol> <p><u>(補欠の監査等委員である取締役の選任の効力)</u></p> <p>第 20 条 <u>補欠の監査等委員である取締役の選任の効力は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第22条～第23条 (条文省略)</p> <p>(招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日より3日前に発するものとする。</p> <p>ただし、緊急必要あるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>(決議方法)</p> <p>第25条 (条文省略)</p> <p>② 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について、書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の決議があったものとみなす。<u>ただし監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>(任期)</p> <p>第21条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>③ <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>第22条～第23条 (現行どおり)</p> <p>(招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日より3日前に発するものとする。</p> <p>ただし、<u>緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>(決議方法)</p> <p>第25条 (現行どおり)</p> <p>② 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について、書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の決議があったものとみなす。</p> <p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第26条 <u>取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会規程) 第26条 (条文省略)</p> <p>(報酬等) 第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議により定める。</p> <p>(新設)</p> <p style="text-align: center;"><u>第5章 監査役および監査役会</u></p> <p>(員数) <u>第28条 当会社の監査役は4名以内とする</u></p> <p>(選任方法) <u>第29条 当会社の監査役は株主総会において選任する。</u> ② <u>前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</u></p>	<p>(取締役会規程) 第27条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等) 第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議により定める。</u></p> <p>(取締役の責任免除) <u>第29条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> ② <u>当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(任期)</u>  <u>第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうちの最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u>  <u>② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	(削除)
<p><u>(常勤の監査役)</u>  <u>第31条 監査役会は、その決議により常勤の監査役を選定する。</u></p>	(削除)
<p><u>(招集通知)</u>  <u>第32条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日より3日前に発するものとする。ただし、緊急必要あるときは、この期間を短縮することができる。</u></p>	(削除)
<p><u>(決議方法)</u>  <u>第33条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役会規程)</u>  <u>第34条 監査役会に関する事項は、法令または本定款に別段の定めがある場合のほか、監査役会の定める監査役会規程による。</u></p>	(削除)
<p><u>(報酬等)</u>  <u>第35条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議により定める。</u></p>	(削除)
<p>(新設)</p>	<p><u>第5章 監査等委員会</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(招集通知)</u>  <u>第30条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日より3日前に発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p>第<u>36</u>条 (条文省略)</p>	<p>(<u>監査等委員会規程</u>)</p> <p>第<u>31</u>条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令または本定款に別段の定めがある場合のほか、監査等委員会の定める監査等委員会規程による。</u></p> <p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p>第 <u>32</u> 条 (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第<u>37</u>条 当社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。</p> <p>(新 設)</p> <p style="padding-left: 40px;">② 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p>	<p>(<u>剰余金の配当等の決定機関</u>)</p> <p>第 <u>33</u> 条 当社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第 <u>34</u> 条 (現行どおり)</p> <p style="padding-left: 40px;">② <u>当社の中間配当の基準日は、毎年 9 月 30 日とする。</u></p> <p style="padding-left: 40px;">③ 前 2 項のほか、当社は基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p>
<p>(<u>中間配当</u>)</p> <p>第<u>38</u>条 <u>当社は、取締役会の決議により、毎年 9 月 30 日を基準日として、中間配当をすることができる。</u></p> <p>第<u>39</u>条～第<u>40</u>条 (条文省略)</p>	<p>(削除)</p> <p>第 <u>35</u> 条～第 <u>36</u> 条 (現行どおり)</p>